

1. 政府はも「アスベスト原則禁止」を表明しており、代替化が可能なものだけでなく、代替化が困難なものを含めて全面禁止へ踏み出すべきです。また 当面アスベストに限らず発ガン物質については規制の対象を、「1%基準」から「0.1%」に引き下げるということについても賛成です。

2. 過去におけるアスベストの輸入量、使用量、移動量、使用場所（箇所）、使用対象物などを一元的に把握するとともに、把握した情報はすべて国民に開示し、アスベストを安全・計画的に除去することを義務づけるため関係法律を厳しく改正すべきです。

3. 既存アスベストの一元的把握と一貫性のある対応を義務づける、「対アスベスト戦略法」のような包括的法律が必要だと思います。

4. 今後、アスベストが原因による疾患の増加が予想される中で、総合的・抜本的な健康被害対策の確立や医療体制の確立が必要だと思います。

5. アスベスト対策に当たっては政府や自治体だけでなく、被災者やNPO等の第三者が参画するべきであり、そのことを法的に保障するべきです。

6. あります。

7. 人体に影響を及ぼすアスベストは、国内で使用されなければいいというものではありません。世界的規模で製造や使用を禁止すべきであり、アスベストの海外移転は当然認められません。アジア地域におけるアスベストの消費量が増大している現状を見るならば、アジアの一員であるわが国が、世界に先駆けて、世界の模範となりうるようなアスベスト規制を確立すべきです。

8. 賛成です。こうした円卓会議を開催することが、政府の対策を前向きにしていくものと思います。

9. 政府は率先して援助・協力を行うべきだと思いますし、援助や協力を通して、政府のアスベスト対策がより積極的になるよう期待しています。